

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

①地域の概要・立地

当市は平成17年2月に1市2町5村が新設合併して誕生した。石川県加賀地方の中央部、県都金沢市の南西部に隣接し、総面積は754.92km<sup>2</sup>で、石川県全域の18%を占め、県内最大の広さである。地目別面積は、「宅地」が2.4%、「経営耕地」が5.8%、「林野」が73.5%となっており、全国でも降水量・降雪量の多い地域に属している。人口は金沢市に次いで2番目の11万人余である。また、市全体が白山手取川ジオパークとしてユネスコ世界ジオパークに認定されており、海岸部から山間部まで、およそ2,700mの標高差があることも地形上の特徴となっている。

南面は自然豊かな山々に日本三霊山の白山を有し、北面は県内最大の河川である手取川によって形成された扇状地が広がり、豊富な水資源と肥沃な土地を活かして稲作をはじめ各種農作物の栽培がおこなわれている。

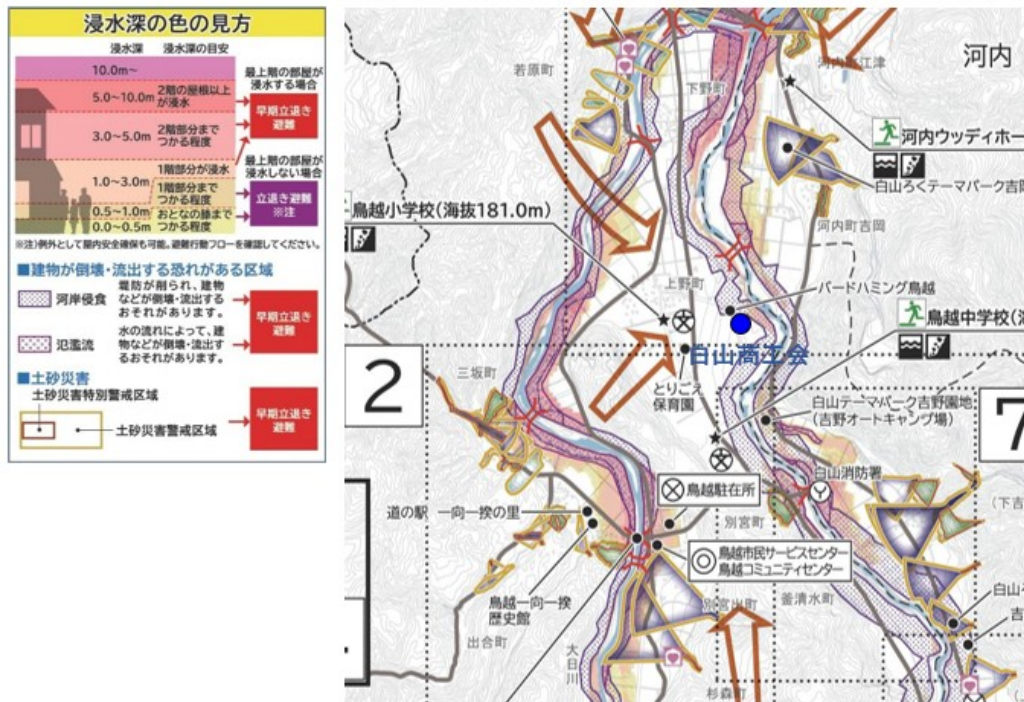
当商工会は、霊峰白山の麓、旧5村（河内・吉野谷・鳥越・尾口・白峰）を管轄とした地域であり、面積が650.48km<sup>2</sup>と市全体の約86%を占め、その中に広がる森林や農地は、土砂災害の防止や土壌保全、地下水涵養などの重要な役割を担っている。

また、これまで育まれてきた歴史や伝統文化、自然の恵みを活かした伝統工芸や個性的な伝統芸能などの豊富な資源を有している。このほか、なめこや堅豆腐などの地域に根付いた食材も豊富で、人々の生活に多くの恵みをもたらしている。

②想定される地域の災害リスク

(洪水：白山市水害ハザードマップ)

当市の水害ハザードマップによると、当会が立地する地域においては、水災が生じる恐れがあるエリアではないが、手取川の河岸浸食域となっている。



## (地震：J-SHIS)

白山市に影響を及ぼすことが予想される活断層としては、森本・富樫断層帯と邑知潟断層帯がある。それぞれの活断層の将来の地震発生の可能性については、地震調査研究推進本部によると、森本・富樫断層帯でM7.2程度の地震が30年以内に発生する確率は2～8%、同様に邑知潟断層帯でM7.6程度の地震が発生する確率は2%となっている。

当会の事業拠点は、石川県白山市の白山麓地域にあり、今後30年以内に震度6弱以上の地震が発生する確率は2.4%（J-SHIS 地図参照）で、当該地震による津波はないが建物や設備の一部損壊が想定される。

令和6年1月に発生した能登半島地震では、当市で大きな直接被害は確認されなかったものの、県内全域で建物倒壊や液状化、サプライチェーンの寸断といった甚大な被害が発生し、間接的な影響を受けるリスクが再認識された。これにより、改めて当市においても活断層による地震発生時の事業継続への脅威が浮き彫りとなった。

また、実際に当会の会員事業所が奥能登地域に有する倉庫や設備が甚大な被害を受けた。



## (土砂災害)

当市の水害ハザードマップによると、当会が立地する白山市上野町においては、土砂災害の恐れはないが、管内には土砂災害警戒区域や特別警戒区域が多く分布している。特に、河内町内尾地区や尾添地区（一里野温泉）は、道路の寸断によって孤立状態となることが想定されるが、このエリアには白山セイモアスキー場や一里野温泉スキー場があり、宿泊施設も多く集積している。

白山ろく地域では、これまでも土砂災害に見舞われてきた。近年では、令和4年8月の大雨による土砂災害で道路交通網やインフラが多数で影響を受けたほか、白山白川郷ホワイトロードが土砂流入により通行止めとなり、観光産業にも大きな影響を受けた。

## (その他)

白山ろく地域は、県内でも随一の豪雪地帯であり、多いところでは年間積雪量は3メートルを超える。管内には、なだれ危険箇所も多く分布している。

## (感染症)

特に、取引先が被災した場合の間接的な影響も懸念される。

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で世界的に大きな流行を繰り返している。

また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

(2) 商工業者の状況 (R7.7.1 現在) 《商工会の現況より》

- ・商工業者数 389事業者
- ・小規模事業者数 368事業者

【内訳】

業種	商工業者数	小規模事業者数	立地状況	
商工業者	建設業	80	71	管内に広く点在している。
	製造業	56	53	管内各地に点在している。
	卸、小売業	61	59	管内各地に点在している。
	飲食業	46	45	管内各地に点在している。
	宿泊業	35	35	管内各地に点在しているが、特に尾添地区（一里野温泉）に集積している。
	サービス業	70	66	管内各地に点在している。
	その他	41	39	管内各地に点在している。
合計	389	368		

(3) これまでの取組

1) 白山市の取組

〈地域防災計画の策定〉

白山市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、白山市防災会議が作成するもので、市域において発生する災害から、市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、災害による被害を軽減し、社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とし、平成18年4月に作成を行い、必要に応じて更新している。

〈各地区防災訓練への協力〉

市は、地区の自主防災組織や町内会等が主催する防災訓練の実施に際し協力を行っており、要請があれば、担当課職員が現地に赴き、災害備蓄品を使用してのデモ実演を行うなど、地域と連携して市民の防災意識向上を図っている。

〈国民保護計画の策定〉

国民保護とは、平成16年9月に施行された国民保護法に基づき、外国からの武力攻撃や大規模テロ等から、国民の生命、身体及び財産を保護することをいう。

万一、こうした事態が発生した場合、政府が策定する基本的な方針に基づき、国や都道府県、市町村などが連携協力して、住民の避難や救援、武力攻撃災害への対処などの措置を行うため、「白山市国民保護計画」を定めている。

〈白山市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定〉

市は、国・県の行動計画をもとに、平成21年9月に「白山市新型インフルエンザ対策行動計画」を、平成26年7月に国・県の改定を踏まえ、特措法に基づく「白山市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定し、市の新型インフルエンザ等対策の強化を図った。その後、令和6年7月の政府行動計画の改定、それに伴う、令和7年3月の県行動計画の改定に基づき、令和8年3月を目途に市行動計画の改定作業を進めている。今回の改定にあたっては、感染症に関する学識経験者や、新型コロナウイルス感染症対応の際、市と協力しワクチン接種体制及び医療提供体制の確保を行った市医師会の意見を聴取する。

〈新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催〉

市は、令和3年5月の緊急事態宣言の発出の際、市は新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、新型コロナウイルス感染症に関する現状と経過についての情報共有のほか、市主催のイベントの中止、延期、縮小、再開並びに市関連施設の休業及び休館などについても協議、市のホームページ等で周知を図った。

〈他計画・マニュアル等の策定〉

計画策定月	計画名	計画概要
H27. 6月	白山火災防災計画	噴火災害の軽減に向けての総合的な対策等
H29. 3月	白山の火山活動が活発化した場合の避難計画	噴火災害による人的被害の軽減を図るための具体的な避難対策
H29. 4月	白山市業務継続計画	災害時に市役所も被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画
H29. 11月	白山市津波避難計画	津波が発生した直後から終息するまでの間の住民等の生命と身体の安全を確保するための避難計画
H31. 3月	白山市災害時受援計画	災害が発生した際に、人的・物的支援を円滑に受け入れるための受援体制等を定めたもの

- 白山市職員防災マニュアル
  - 白山市災害対策本部地区支部防災マニュアル
  - 白山市避難所運営マニュアル
- } 随時見直し

2) 白山商工会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知  
平成30年5月に中小企業庁が作成する支援機関向け中小企業BCP支援ガイドブックが商工会の全経営指導員に配布され、また令和元年には事業継続力強化計画の国の認定制度がスタートしたことを受けて以降、事業所巡回時に「防災」及び「災害時における事業継続の必要性」についての啓蒙と同計画への取組みを推進している。
- ・事業者BCP策定セミナーの開催  
石川県商工会連合会と共催でセミナーを開催して、事業者の意識啓発を図っている。
- ・損害保険会社等との連携によるビジネス総合保険等の加入促進  
事業者の災害による休業リスクに対応するため、全日本火災共済協同組合連合会が扱う「休業対応応援共済」や全国商工会連合会の商品で、事業者の事業活動を包括的にカバーする「ビジネス総合保険（引受保険会社：東京海上日動、損保ジャパン日本興亜、三井住友海上、あいおいニッセイ）を用意し、会員事業所へ加入促進を行っている。
- ・事業者BCP（経営継続力強化計画）策定支援  
事業所巡回時に「防災」及び「災害時における事業継続の必要性」についての啓蒙と同計画への取組みを推進し、計画策定の要望があった事業者に対し策定支援を行っている。  
実績として、令和6年度4件、令和7年度2件の支援を行った。

3) 白山商工会の令和6年度能登半島地震への対応

- ・地区内事業者の被害状況の調査  
経営指導員による電話での被害の有無に係る聞き取り調査を行ったところ、地区内事業所への直接的な被害の確認はなかった。

- ・地区内事業者の相談対応及び支援

一部の事業所において、珠洲市にて太陽光発電事業や倉庫を所有していた事業所から損壊等の直接被害の相談があったことから、小規模事業者持続化補助金災害支援枠（2件）やなりわい補助金（2件）の申請にかかる支援を行った。

- ・被災地域の商工会への応援支援

甚大な被害を受けた能登地区の商工会議所に対し、経営指導員3名による応援支援として次のとおり行った。

中山経営指導員 能登鹿北商工会3回、門前町商工会2回

辻経営指導員 能登町商工会3回、門前町商工会2回

田原経営指導員 能登鹿北商工会2回、能登事業者支援センター2回

## II 課題

現状では、消防計画に基づいた防災計画にとどまっており、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が充分にいない。

令和6年能登半島地震のような甚大な災害が発生した場合、商工会自体も被災するため、支援機関としての機能が著しく低下する恐れがある。

そのため、商工会連合会・県・国等と連携した緊急的な支援体制の構築を行う必要がある。

令和6年能登半島地震では、当地域における被害はなかったが、当地域での災害を想定した非常時の連絡体制、代替拠点・資源確保、訓練強化が課題である。更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。といった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策においても、地域内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

市民レベルでの意識の向上は進みつつあるものの、当地域での事業所レベルでのBCP策定に対する意識はまだ低く、さらなる啓発活動が必要な状況である。

## III 目標

- ・地域内事業者に対し、自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・平日・休日を問わず発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当会と関係機関（県・市・県連合会等）との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時（感染症は「発生」というタイミングがありません。「海外発生時」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「社内感染者発生期」と細分化しておくことも有用。）には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・管内事業所の事業継続力強化計画の認定取得に向けての支援を実施する。
- ・事業所の災害リスクを軽減させるため、対応した保険や共済への加入推進を強化する。

### ※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに石川県へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・白山商工会と白山市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

### < 1. 事前の対策 >

(1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・当会が平時巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水害補償等の損害保険加入等）について説明する。
- ・当会会報・市広報、ホームページ等において、国の施策紹介やリスク対策の必要性、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・当会が、小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組み可能な事業継続力強化計画を初めとする簡易的なものも含む）の策定による実効性のある取組みの推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。また、市内業界団体等と連携して事業継続の取組みに関する専門家を招き、BCP普及啓発セミナーや行政の施策紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・当会が、小規模事業者に対し、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置やIT、テレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

(2) 商工会の事業継続計画の作成

当会は令和7年度事業継続計画を作成（別添）。

(3) 関係団体との連携

- ・全国商工会連合会と提携している東京海上日動火災保険及びあいおいニッセイ同和損保に専門家の派遣を依頼し、普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症対策に関しては、収束時期が予想しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

(4) フォローアップ

- ・事業者BCP等の取組状況について、巡回や窓口での相談指導時において、ヒアリング等によって行う。
- ・巡回及び窓口相談指導時において、ヒアリング等によって確認を行う。
- ・白山事業継続力強化支援協議会（構成員：当会、当市）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

(5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害の発生を仮定し、白山市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

## ＜2. 発災後の対策＞

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

### (1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内に職員の安否確認・報告を行う。  
(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当会と当市で共有する。)
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、白山市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

### (2) 応急対策の方針決定

- ・当会と白山市との間で、県・県連合会とも情報共有しながら、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。  
(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、自然災害発生から、概ね24時間以内に情報共有する。

(例：被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており、確認できない。
被害がある	・地区内1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。
ほぼ被害がない	・目立った被害情報がない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当市は、以下の間隔で被害情報等を共有する。

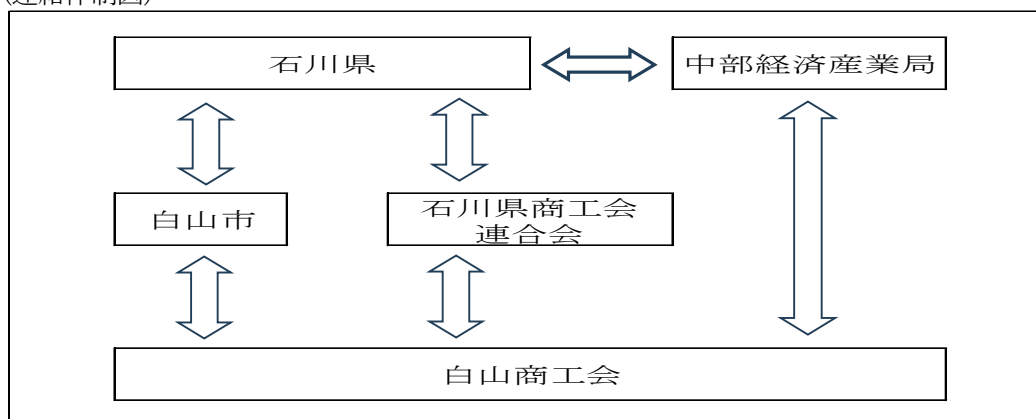
発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1か月	1日に1回共有する
2ヶ月以降	2日に1回共有する

- ・必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入するなど体制維持に向けた対策を実施する。

### < 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・平日・休日を問わず、自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当市は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・自然災害発生から、おおむね3日以内に、県の指定する様式（別紙1）にて、地区内事業者の被害額の算定を行い、当会と当市で共有する。
- ・当会と当市が共有した情報を、石川県の指定する方法にて当会又は当市より、速やかに石川県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を石川県の指定する方法にて当会又は当市より石川県へ報告する。

(連絡体制図)



### < 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、県及び白山市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

### < 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

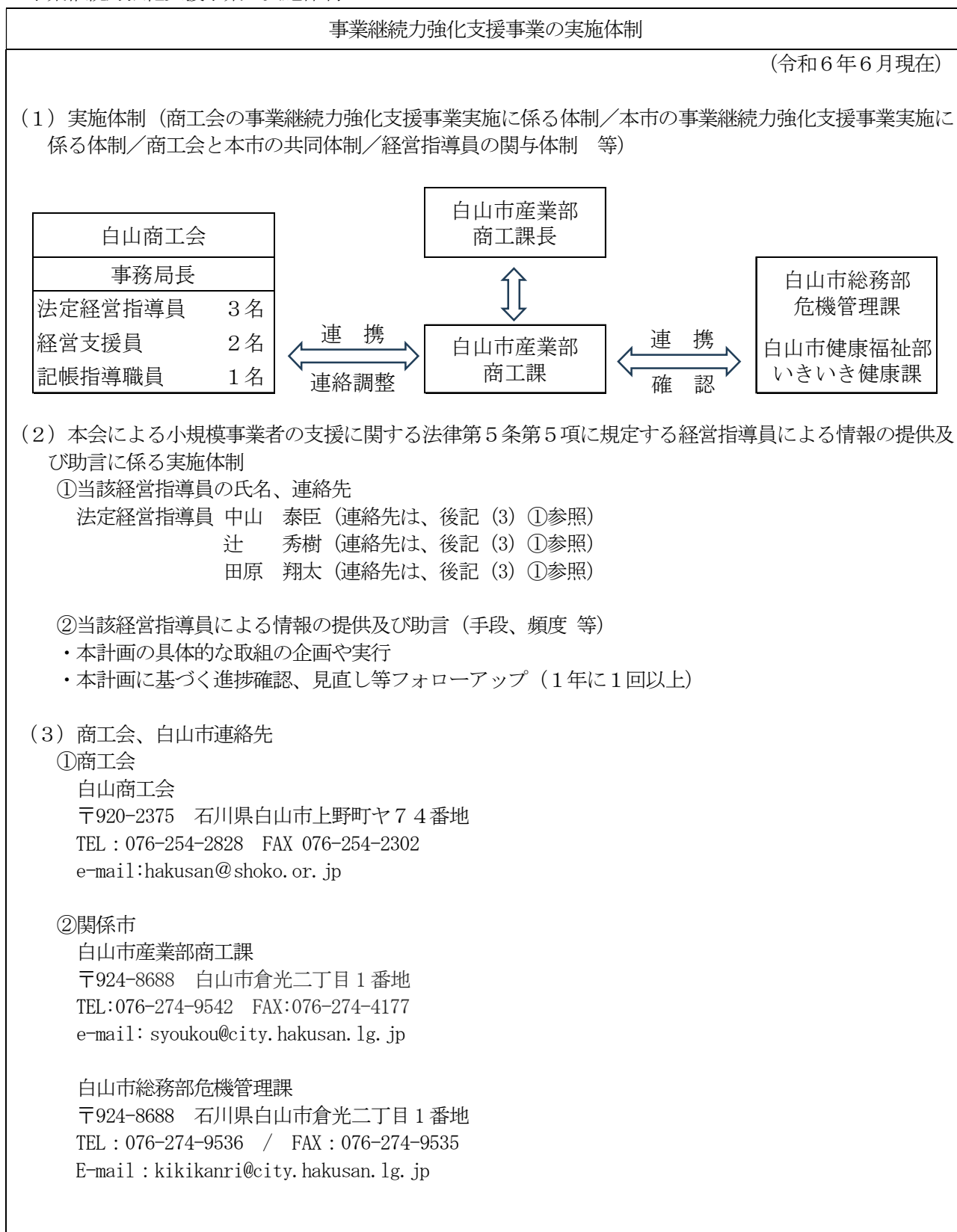
- ・石川県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・当会の被害が小さく、登記職員の応援派遣が可能な場合は、被災商工会、県、商工会連合会、などからの求めに応じて、被災地への応援派遣を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を石川県等に相談する。
- ・発災後の各種支援制度（融資制度、補助制度等）について、国の機関や石川県等を通じて当会・当市で情報収集を行い、事業者への情報提供を行う。（例：上述相談窓口等を活用し情報提供を行う）

#### ※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに石川県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



白山市健康福祉部いきいき健康課  
〒924-0865 石川県白山市倉光三丁目100番地  
TEL : 076-274-2155 / FAX : 076-274-2158  
E-mail : ikiikikenkou@city.hakusan.lg.jp

(4) その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに石川県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
協議会運営費	20	20	20	20	20
セミナー開催費	100	100	100	100	100
パンフ・チラシ作成費	80	80	80	80	80

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、白山市補助金、石川県補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。